

平成 26 年 8 月 27 日
208 及び 209 会議室

平成 26 年第 16 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成26年第16回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成26年8月27日(水)

開会 午後 3時30分

閉会 午後 4時24分

2 場 所 208及び209会議室

3 出席委員 福 田 一 平

田 中 健 一

平 山 いづみ

伊 藤 憲 春

小 町 邦 彦

署名委員 平 山 いづみ

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 小町 邦彦

教育部長 新土 克也

教育総務課長 栗原 寛

学務課長 大石 明生

指導課長 泉澤 太

統括指導主事 桐井 裕美

特別支援教育課長 矢ノ口美穂

統括指導主事 中村由美子

学校給食課長 亀井寿美子

生涯学習推進センター長 浅見 孝男

図書館長 小宮山克仁

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一 安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第 30 号 教育委員会の点検・評価について
- (2) 議案第 31 号 平成 27 年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について
- (3) 議案第 32 号 平成 27 年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について
- (4) 議案第 33 号 平成 27 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- (5) 議案第 34 号 教育行政の一部市長部局への移管について

2 その他

平成 26 年第 16 回立川市教育委員会定例会議事日程

平成 26 年 8 月 27 日
208 & 209 会議室

1 議案

- (1) 議案第 30 号 教育委員会の点検・評価について
- (2) 議案第 31 号 平成 27 年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について
- (3) 議案第 32 号 平成 27 年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について
- (4) 議案第 33 号 平成 27 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- (5) 議案第 34 号 教育行政の一部市長部局への移管について

2 その他

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成 26 年第 16 回立川市教育委員会定例会を開会いたします。

はじめに、署名委員の指名を行います。署名委員に平山委員、お願いいたします。

○平山委員 かしこまりました。

○福田委員長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案 5 件のみでございます。その他は議事進行過程で確認いたします。

次に、議事進行についてお諮りいたします。立川市教育委員会会議規則第 10 条の規定で、会議の時間は午後 4 時までとなっておりますが、同条の但し書きの規定に基づき、会議時間を 1 時間 30 分延長して午後 5 時半までとしたいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。それでは会議を午後 5 時半までと延長して行います。

次に、出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 第 16 回立川市教育委員会定例会への出席管理職員でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、桐井統括指導主事、特別支援教育課長、中村統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(1) 議案第 30 号 教育委員会の点検・評価について

○福田委員長 それでは、議案に入ります。

議案第 30 号、教育委員会の点検・評価について、を議案とします。

お手元の冊子、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書(平成 25 年度分)〈案〉をご参照願います。

はじめに、4 ページから 12 ページ、教育委員会活動の点検・評価を栗原教育総務課長、ご説明お願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは、4 ページから 12 ページまでが教育委員会活動の点検・評価でございます。この部分につきましては、今までの協議した内容を踏まえた中で、こちらの報告書としてまとめております。

1 点だけ前回から修正したところにつきましては 8 ページでございますが、今後の方向性の研修のところでございますが、以前の定例会において、外部評価委員の方から評価をいただく前に、既に東京都市町村教育委員会連合会が開催する研修にということで具体名を入れたところ、この箇所のみを従前から修正をしているところでございます。

以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。教育委員会の点検・評価につきましては、これまで第 10 回、第 11 回、第 12 回、第 14 回そして前回の第 15 回の定例会において協議し、委員の

皆さんの了承を得ています。今回、議案として最終の確認及び承認をいただきます。

教育委員会活動の点検・評価について、4 ページから 12 ページのご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、教育委員会活動の点検・評価についての協議を終了します。

教育委員会活動の点検・評価について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、Ⅰ教育委員会活動の点検・評価については承認されました。

次に、14 ページから 29 ページ、学校教育振興基本計画のご説明を引き続き栗原教育総務課長、お願いいたします。

○**栗原教育総務課長** それでは 14 ページからの学校教育振興基本計画に係る点検・評価表でございますが、前回までご審議いただいた内容で変更はございません。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。学校教育振興基本計画についての説明を終了します。

これより質疑及び協議に移ります。14 ページから 29 ページ、学校教育振興基本計画のご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** ないようですので、学校教育振興基本計画についての協議を終了します。

学校教育振興基本計画について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、学校教育振興基本計画は承認されました。

次に 30 ページから 39 ページ、第 4 次生涯学習推進計画のご説明を栗原教育総務課長、お願いいたします。

○**栗原教育総務課長** 30 ページからが第 4 次生涯学習推進計画に関する評価表となります。こちらにつきましても、前回までのご審議いただいた内容で変更等はございません。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** 第 4 次生涯学習推進計画についての説明を終了します。

これより質疑及び協議に移ります。30 ページから 39 ページ、第 4 次生涯学習推進計画のご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** ないようですので、第 4 次生涯学習推進計画についての協議を終了します。

第 4 次生涯学習推進計画について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、第4次生涯学習推進計画は承認されました。

○福田委員長 次に40ページから49ページ、第3次スポーツ振興計画の説明を栗原教育総務課長、お願いいたします。

○栗原教育総務課長 40ページからが第3次スポーツ振興計画に係る評価表になります。こちらにつきましても、前回までのご審議内容で変更ございません。

○福田委員長 第3次スポーツ振興計画についての説明を終了します。

これより質疑及び協議に移ります。40ページから49ページ、第3次スポーツ振興計画のご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようですので、第3次スポーツ振興計画についての協議を終了します。

第3次スポーツ振興計画について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、第3次スポーツ振興計画は承認されました。

次に50ページから57ページ、図書館基本計画の説明を栗原教育総務課長、お願いします。

○栗原教育総務課長 50ページからが図書館基本計画に係る評価表となります。こちらにつきましても、前回の審議から変更点はございません。

以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。図書館基本計画についての説明を終了します。

これより質疑及び協議に移ります。50ページから57ページ、図書館基本計画のご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございます。図書館基本計画についての協議を終了します。

図書館基本計画について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、図書館基本計画は承認されました。

次に58ページから63ページ、第2次子ども読書活動推進計画のご説明を引き続き栗原教育総務課長、お願いいたします。

○栗原教育総務課長 58ページからが第2次子ども読書活動推進計画に係る評価表でございます。こちらにつきましても、前回までの審議の内容で変更点はございません。

○福田委員長 第2次子ども読書活動推進計画についての説明を終了します。

これより質疑及び協議に移ります。58ページから63ページ、第2次子ども読書活動推進計画のご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 第2次子ども読書活動推進計画についての協議を終了します。

第2次子ども読書活動推進計画について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって第2次子ども読書活動推進計画は承認されました。

以上で、議案第30号、教育委員会の点検・評価について、全てにわたり承認されました。

全体を通して何かご意見、ご質問ございますか。

はい、田中委員。

○田中委員 私から御礼と要望について申し上げます。

まず御礼ですけれども、平成25年度教育委員会の活動と施策、今後の方向性及び外部評価委員の先生方の評価、これを丁寧にとまとめられた教育長はじめ事務局の関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。特に、事務局の皆さんの熱心な取組、そしてまた丁寧な説明の結果、外部評価委員の先生方の適切なコメントをいただき、また、昨年にもまして施策の実績を統計グラフや写真等で丁寧にかつ分かりやすく示されておりました。この場を通して改めて事務局の関係の皆様にお礼を申し上げます。

続いて要望についてです。これについては平成27年度の教育委員会の主な取組として2点要望したいと思います。つまり来年度です。その中で是非、取組についてお願いしたいと思います。1点目ですけれども、教育委員会の6活動及び教育委員会所管の5つの分野別個別計画に示されております今後の方向性、これを重視して是非取組の推進をお願いしたいと思います。

2点目ですが、外部評価委員のコメントですけれども、これについては当市の取組について高い評価をいずれもいただいております。しかしながら課題も幾つかあります。

寺本潔委員からは、人権教育で他県の動きなどを参考にして一層の研究をすること、いじめの見える化の一層の実現を目指してほしいという要望もございました。また、朝岡幸彦委員からは、生涯学習推進計画では大胆な児童・生徒自身もしくは父母の企画・運営によって事業を推進してほしい。あわせて、情報交換・企画型ツールとして新たな媒体の活用の推進、提言がありましたので、これらを是非、平成27年度の主な取組に入れていただけるとありがたいと思います。早瀬健介委員からは、スポーツ振興に関して利用者に向けた魅力的な事業展開とプログラム開発の推進、これが出されておりました。非常に大事な視点であると思います。また、齊藤誠一委員からは、図書館に関して、利用者限定したアンケート調査だけではなく、広範な市民の意見を聞くアンケート調査及び分析を通して利用拡大に向けた効果的な運営をしてほしいという要望もございました。

是非これらの外部評価委員の先生方のコメントを平成27年度の当市の教育委員会の主な取組に取り入れていただき、開かれた行政と効果的な教育行政の一層の推進を図り、18万市民の期待に応えるよう私から要望したいと思います。よろしくお願いします。

○福田委員長 田中委員から大きく2点各分野別の要望がございましたけれども、これを踏ま

えて平成 27 年度の教育委員会の取組をよろしくお願い申し上げます。

ほか、ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 以上で、議案第 30 号、教育委員会の点検・評価について、は終了いたします。

◎議 案

(2) 議案第 31 号 平成 27 年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について

○福田委員長 次に、議案第 31 号、平成 27 年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、を議案とします。

お手元の 2 枚綴りの資料、平成 27 年度使用立川市立小学校教科用図書の採択についてをご参照願います。

泉澤指導課長、ご提案及びご説明をお願いします。

○泉澤指導課長 それでは議案第 31 号、平成 27 年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、ご説明いたします。

小学校教科用図書の採択にあたりましては、第 15 回教育委員会におきまして、教育委員の皆様にご科目別、種目別にそれぞれご協議をいただき、方向性をお示しいただいたところでございます。第 15 回にお示しいただきました方向性に基きまして、本日、平成 27 年度に使用する小学校教科用図書につきましてお手元の資料の一覧のように案としてお示しをさせていただきますところでは。

各教科、種目別につきまして、まず、科目国語、種目国語につきましては、光村図書出版株式会社、種目書写につきましては、光村図書出版株式会社。

科目社会、種目社会につきましては東京書籍株式会社、種目地図につきましては株式会社帝国書院。

科目算数、種目算数につきましては、学校図書株式会社。

科目理科、種目理科につきましては、教育出版株式会社。

科目生活、種目生活につきましては、教育出版株式会社。

科目音楽、種目音楽につきましては、株式会社教育芸術社。

科目図画工作、種目図画工作につきましては、開隆堂出版株式会社。

科目家庭、種目家庭につきましては、東京書籍株式会社。

科目体育、種目保健につきましては、東京書籍株式会社。

以上のように案を作成したところでございます。本日はこの案につきまして、ご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○福田委員長 ご提案、ご説明ありがとうございました。議案第 31 号、平成 27 年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、の提案及び説明を終了します。議案第 31 号につきましては、前回の定例会で協議をいたしました。9 教科 11 種目の教科用図書を 1 種目ずつ慎重

に審議をいたしました結果、委員の皆様方のご承認を得た 9 教科 11 種目の教科用図書をただいまご提案をいただきました。9 教科 11 種目の教科用図書を一括提案でございましたが、議事は慎重を期して 9 教科 11 種目を 1 単位ごと進めてまいります。

これより義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条の規定に基づき、採択に入ります。まず 1 番目でございます。国語科国語の教科用図書でございますが、ご提案の光村図書出版についてのご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、お諮りします。

国語科国語の教科用図書は、光村図書出版を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、国語科国語の教科用図書は、光村図書出版株式会社を採択することに決定いたしました。

次に 2 番目、国語科書写の教科用図書でございますが、ご提案の光村図書出版についてのご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、お諮りします。

国語科書写の教科用図書は、光村図書出版を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、国語科書写の教科用図書は、光村図書出版株式会社を採択することに決定いたしました。

次に 3 番目、社会科社会の教科用図書でございますが、ご提案の東京書籍についてのご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、お諮りします。

社会科社会の教科用図書は、東京書籍を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって社会科社会の教科用図書は、東京書籍株式会社を採択することに決定いたしました。

次に 4 番目、社会科地図の教科用図書でございますが、ご提案の帝国書院についてのご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、お諮りします。

社会科地図の教科用図書は、帝国書院を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、社会科地図の教科用図書は、株式会社帝国書院を採択することに決定いたしました。

次に5番目、算数科算数の教科用図書でございますが、ご提案の学校図書についてのご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、お諮りします。

算数科算数の教科用図書は、学校図書を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、算数科算数の教科用図書は、学校図書株式会社を採択することに決定いたしました。

次に6番目、理科科理科の教科用図書でございますが、ご提案の教育出版についてご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、お諮りします。

理科の教科用図書は、教育出版を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、理科の教科用図書は、教育出版株式会社を採択することに決定いたしました。

次に7番目、生活科生活の教科用図書でございますが、ご提案の教育出版についてご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、お諮りします。

生活科生活の教科用図書は、教育出版を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、生活科生活の教科用図書は、教育出版株式会社を採択することに決定いたしました。

次に8番目、音楽科音楽の教科用図書でございますが、ご提案の教育芸術社についてのご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、お諮りします。

音楽科音楽の教科用図書は、教育芸術社を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、音楽科音楽の教科用図書は、株式会社教育芸術社を採択することに決定いたしました。

次に9番目、図画工作科図画工作の教科用図書でございますが、ご提案の開隆堂出版についてご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、お諮りします。

図画工作科図画工作の教科用図書は、開隆堂出版を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、図画工作科図画工作の教科用図書は、開隆堂出版株式会社を採択することに決定いたしました。

次に 10 番目、家庭科家庭の教科用図書でございますが、ご提案の東京書籍についてのご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、お諮りします。

家庭科家庭の教科用図書は、東京書籍を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、家庭科家庭の教科用図書は、東京書籍株式会社を採択することに決定いたしました。

次に 11 番目、体育科保健の教科用図書でございますが、ご提案の東京書籍についてご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、お諮りします。

体育科保健の教科用図書は、東京書籍を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、体育科保健の教科用図書は、東京書籍株式会社を採択することに決定いたしました。

以上で、全ての小学校教科用図書の採択は終了いたしました。ご提案のとおり、9 教科 11 種目の採択の承認が終わりました。よって、議案第 31 号、平成 27 年度使用立川市立小学校教科用図書の採択については承認されました。

○田中委員 今、平成 27 年度使用立川市立小学校教科用図書が採択されたわけですが、そこで泉澤指導課長にお伺いしたいことがあります。

※1 のところに、「採択変更前の発行者の新版教科用図書」を新たに給与して使用する、とあります。この理由、並びに※2、平成 26 年度以前に給与済である「採択変更前の発行者の旧版教科用図書」を、平成 27 年度も引き続き使用する、とあります。これについて説明をお願いしたいと思います。

○福田委員長 ※1 と※2 について、泉澤指導課長、お願いします。

○泉澤指導課長 2 枚目の資料をご参照いただきたいと存じます。こちらが小学校用の教科書の給与形態ということで各教科別 26 年、27 年、28 年ということで対比ができる資料を用意させていただいております。

その中で、はじめに 2 つの学年にまたがって教科書が形成されているものにつきましては、例えば社会科の場合、3・4 年生用という形でつくられておりますので、この教科の当該学年については今年度、第 3 学年の児童に対しては既に旧版の教科書、いわゆる来年度から旧版

の教科書になりますけれども給付しておりますので、これを4年時に使用するということになっておりますので、新版のほうは給付いたしません。したがって、該当するものにつきましては28年度、さらにもう1学年進んだ3年生の場合は5学年になってから新版の教科書を使うような形になるところをお示ししたものでございます。

国語、書写、音楽につきましては、採択替えにより今年度と異なる発行者の教科書を使用することになった場合、第1・第3・第5学年については、採択変更後の発行者の新版教科書を使用し、第2・第4・第6学年については、採択前、変更前の発行者の新版教科書を使用することということが平成27年度使用教科書採択の手引きというところに記載されております。その関係で、本市の場合、国語科が変更になっておりますので、採択変更前の発行者の新版教科書を給付することになるということでございます。

○福田委員長　いかがですか。

○田中委員　よく理解できました。ありがとうございます。

○福田委員長　それでは、議案第31号、平成27年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、は全て承認されました。

◎議 案

（3）議案第32号 平成27年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について

○福田委員長　次に、議案第32号、平成27年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、を議案とします。

お手元の2枚綴りの資料、議案第32号、平成27年度使用立川市立中学校教科用図書の採択についてをご参照願います。

引き続き、泉澤指導課長、ご説明等お願いいたします。

○泉澤指導課長　それでは、議案第32号、平成27年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、ご説明いたします。

本案は、お手元の採択一覧により、平成27年度立川市立中学校で使用する教科用図書の採択をご提案するものでございます。ご検討いただく中学校の教科用図書の採択につきましては、平成24年度から27年度まで、同一のものを引き続き採択することとなっておりますので、採択一覧にある9科目15種目の教科用図書は平成26年度と同じものとなっております。

説明は以上でございます。

○福田委員長　ありがとうございました。議案第32号、平成27年度使用立川市立中学校教科用図書の採択についての説明を終了します。議案第32号につきましては、前回の採択から新たな文部科学大臣の検定を経た教科用図書はないということでございます。教科用図書の検討委員会及び教科別の調査研究部会は設置しておりません。すなわち、平成27年度は現行の教科用図書の採択期間である最終年度にあたるわけです。現在使用している教科用図書を継続採択する内容のご提案でございます。

これより質疑及び協議に移ります。全体を通してのご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 要望について1件あります。ご承知のように平成28年、翌年になりますが中学校の教科用図書の採択に入る予定になります。つきましては、現在使用の教科用図書、9科目ですけれども、是非これについては指導課の指導のもとに各学校において各教科の内容の選択、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜、これを勘案しながら当市の生徒の学力向上に資するような検討を十分していただくと同時に、丁寧かつ詳細な調査研究をお願いしたいと思います。これが私からの要望です。よろしくお願いいたします。

○福田委員長 ご要望でございます。よろしくお願いいたします。

○泉澤指導課長 かしこまりました。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、議案第32号、平成27年度使用立川市立中学校教科用図書の採択についての協議を終了します。

議案第32号、平成27年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、これより教科、種目ごとに採択する教科用図書を確認いたします。

1 番目、国語科国語は、「国語」光村図書出版を採択いたします。

2 番目、国語科書写は、「中学書写」光村図書出版を採択いたします。

3 番目、社会科社会（地理的分野）は、「社会科 中学生の地理 世界のすがたと日本の国土」帝国書院を採択いたします。

4 番目、社会科社会（歴史的分野）は、「新しい社会 歴史」東京書籍を採択いたします。

5 番目、社会科社会（公民的分野）は、「新しい社会 公民」東京書籍を採択いたします。

6 番目、社会科地図は、「中学校社会科 地図」帝国書院を採択いたします。

7 番目、数学科数学は、「新しい数学」東京書籍を採択いたします。

8 番目、理科科理科は、「新しい科学」東京書籍を採択いたします。

9 番目、音楽科音楽（一般）は、「中学音楽」教育出版を採択いたします。

10 番目、音楽科音楽（器楽合奏）は、「中学器楽」教育出版を採択いたします。

11 番目、美術科美術は、「美術」光村図書出版を採択いたします。

12 番目、保健体育科保健体育は、「中学保健体育」学研教育みらいを採択いたします。

13 番目、技術・家庭科技術・家庭（技術分野）は、「新しい技術・家庭 技術分野」東京書籍を採択いたします。

14 番目、技術・家庭科技術・家庭（家庭分野）は、「新しい技術・家庭 家庭分野」東京書籍を採択いたします。

15 番目、外国語科英語は、「NEW CROWN ENGLISH SERIES」三省堂を採択いたします。

以上で全ての中学校教科用図書の採択は終了いたしました。ご提案のとおり、9科目15種目の採択を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 32 号、平成 27 年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、は承認されました。

◎議 案

(4) 議案第 33 号 平成 27 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

○福田委員長 次に、議案第 33 号、平成 27 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議案とします。

お手元の 4 枚綴りの資料、議案第 33 号、平成 27 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択についてをご参照願います。

引き続き、泉澤指導課長、お願いいたします。

○泉澤指導課長 議案第 33 号、平成 27 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、ご説明いたします。

小中学校特別支援学級で特別な教育課程を編成する場合、学校教育法附則第 9 条及び同法施行規則第 139 条の規定により、当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより他の適切な教科書を使用することができることとなっており、本案はお手元の採択一覧により立川市立小中学校特別支援学級が平成 27 年度に教科用図書として使用する図書の採択をご提案するものでございます。

採択一覧にある教科用図書につきましては、平成 26 年度と同じものを継続採択するものが 76 冊、平成 27 年度から新規採択するものは 67 冊となっております。いずれの教科用図書も東京都教育委員会が調査研究をしたものまたは各学校が十分に調査研究を行い、適切な図書としているものでございますので、その採択につきまして、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

○福田委員長 ありがとうございます。議案第 33 号、平成 27 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択についての説明を終了します。これは、このたびの平成 27 年度に向けた特別支援学級教科用図書の採択は児童・生徒の発達段階及び学びの継続性を考慮して使用する教科用図書を採択するものだと考えております。また、一部の学校で使用している教科用図書については、新たに替わるものもあるということです。

○泉澤指導課長 はい。

○福田委員長 供給がなくなったというのはどうなんですか。

○泉澤指導課長 一部ございますので、そういった理由で採択替えということもございます。

○福田委員長 これより質疑及び協議に移ります。全体を通してのご質疑をお願いいたします。
はい、田中委員。

○田中委員 各当該校の児童・生徒の実態を踏まえた上で、かつ一人ひとりの教育ニーズにあった学力向上を目指すために調査研究をされての採択提案であると思います。先ほど泉澤指導課長からもお話がありましたように、東京都教育委員会の、これについては承認されたも

のである、そういうことも踏まえた上で、是非、教科用図書については採択をお願いしたいと思います。引き続きお願いします。

要望については1点ございます。採択一覧表を拝見いたしまして、附則第9条に基づく特別支援学級教科用図書については、ご覧のように小学校5校で特別支援学級の教科用図書、採択図書が117冊、中学校3校で36冊、これが教科用図書として一覧に示されておりますけれども、また、文部科学省著作教科書が小学校1校で10冊、中学校3校で3冊、教科用図書として示されています。

そこで今後、教科用図書の活用にあたっては、児童・生徒の学力向上にどのような成果と課題が見られたのか、かつ、それをもとにしてどのような改善が図られたのか、それらを指導課が中心となって検証していただき、是非、教育委員会に報告をお願いしたいということ要望したいと思います。よろしくお願いします。

○**福田委員長** ご要望も含めて、ご意見をいただきました。これは指導課だけの問題でなくして、特別支援教育課も関わって調査研究をしていただいたほうがよいと思います。

○**田中委員** 今、委員長からお話がありましたように、是非、特別支援教育課長、中村統括指導主事と共に、その辺の調査検証等をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、議案第33号、平成27年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択についての協議を終了します。

議案第33号、平成27年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を一括してお諮りします。

ご申請のあった教科用図書をご提案のとおり採択し承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第33号、平成27年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第34号 教育行政の一部市長部局への移管について

○**福田委員長** 次に、議案第34号、教育行政の一部市長部局への移管について、を議案とします。

お手元の3枚綴りの資料、教育行政の一部市長部局への移管についてをご参照願います。
栗原教育総務課長、お願いいたします。

○**栗原教育総務課長** それでは議案第34号、教育行政の一部市長部局への移管について、ご説明します。

このことにつきましては、7月24日に開催いたしました第14回定例会において、社会教

育全般についての組織の在り方をご協議いただいたところでございます。平成 27 年度は次期の長期総合計画の初年度となる年であり、庁内の組織改正も予定されております。8 月 18 日に別紙のとおり「スポーツに関する事務の管理・執行についての意見聴取について」の通知が市長よりあり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、意見聴取に対する回答を行う必要があるため、本日の議案といたしました。

それではまず、スポーツに関する事務の管理・執行についての意見聴取について、市長名の文書の写しをご覧くださいませでしょうか。この通知の中段より下のところでございます。

スポーツに関しましては市長部局で総合的に展開することにより、スポーツに「福祉・健康」、「文化・観光」、「地域コミュニティ」等の視点が加わり、まちづくりと一体的な施策展開が図られ、市民サービスの向上につながることを期待できます。このことにより、スポーツに関する事務につきまして平成 27 年度に市長部局へ移管したいと考えております。

そして、その内容としましては、1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 の規定に基づく、スポーツ（学校における体育に関することを除く。）に関する事務を市長が管理・執行することについて、2 スポーツに係る体育施設（学校施設を除く。）を市長が所管することについて、教育委員会のご意見をいただきたいということでございます。

それに対しまして、教育委員会としましては、このことに対して別紙のような回答をしたいということでの提案でございます。

スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を市長が管理し、執行することについての意見を次のとおり申し述べる。

1 スポーツ振興による市民の総合的な健康づくり等の観点から、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を市長部局に移管し、さらなるまちづくりを推進されたい、2 スポーツ推進計画等の策定および実施に当たっては、教育委員会の意見が反映できるようにされたい、3 教育委員会と市長部局が日常的な情報交換を図る中で、学校教育および社会教育との連携が十分図れるようにされたい、以上 3 点の意見を付して回答をしたいと考えています。よろしくご審議をお願いいたします。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございます。議案第 34 号、教育行政の一部市長部局への移管についての説明を終了します。本議案につきましては、前々回第 14 回定例会で協議をし、各委員からご承認をいただいた議案でございます。今回、議案として最終のご承認をいただきます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

田中委員。

○**田中委員** 今、栗原教育総務課長から説明があり、また、清水市長からスポーツに関する事務の管理・執行についての意見聴取についての通知をいただきました。市長部局に移管する方向で進めていただいて、立川市民 18 万人に伝えていただきたい、それを切にお願いいたします。

なお、市長部局に移管することによって、ご承知のように市長部局から対外的な作用が働

くということ、また、企画、立案、運営、管理、あわせてサービスの面でも非常に的確にかつ迅速に対応できると思いますので、是非、市長部局移管については進めていただきたいと思います。

なお、前回も申し上げたのですが、平成 22 年度から東京都教育委員会の大きな課題であり、当市の教育委員会の課題でもある教員の多忙化が問題になっているので、そのあたりを今後検討しながら少しでも改善できるようよろしくお願いいたします。

○福田委員長 ほか、ございますか。小町教育長。

○小町教育長 市長のほうから、意見聴取ということで通知がありましたので、先ほどご説明したような回答をしまいたいと考えております。基本的にスポーツに関しましては 2020 年にオリンピックという大きなトピックもございまして、東京都、国含めてかなりスポーツ振興に力を入れていこうということが示されております。こうした動きの中、高齢社会が進展しておりまして、生涯健康にということで健康年齢ということも言われているわけでございます。そういった意味でスポーツの多面的な役割というのは今後求められてくると思っています。

そのような中で、教育委員会の所管ではなくて市長部局の所管にすることで、福祉だとか健康だとかコミュニティづくり、様々な方面での可能性が広がります。また、本市の特性でございます都市観光という面で箱根駅伝の予選会とかシティマラソンとかを通して、かなりの集客が図られている、経済的な効果もあるというような面も一方ではあるわけです。そういうことを総合的に勘案しますと、市長部局でよりスポーツを通したまちづくりが進展することが本市の未来につながると考えています。

そのような中で、回答の中であえて 3 点、移管に関して申し上げているとおり、移管したからといって教育委員会とスポーツ振興が切れるわけではなくて、子どもたちの学校の体育の延長線上にありますスポーツでございまして、そういった意味で日常的な情報交換を図りながら、教育委員会、市長部局が一体となって市民の健康づくり等々を含めまして取り組んでまいりたいと考えています。

○福田委員長 田中委員。

○田中委員 小町教育長から説明いただいて、納得しました。なおかつ本市の教育委員会の教育目標である「いきいき健康、生涯スポーツを目指すひとづくり」、それになかった方向でもありますので、移管の方向でお願いしたいと思います。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、議案第 34 号、教育行政の一部市長部局への移管についての協議を終了します。

議案第 34 号、教育行政の一部市長部局への移管について、お諮りします。

ご提案のように、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を市長が管理・執行することについての意見聴取への回答として 3 点ございます。

1 スポーツ振興による市民の総合的な健康づくり等の観点から、スポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を市長部局に移管し、さらなるまちづくりを推進されたい、2 スポーツ推進計画等の策定および実施に当たっては、教育委員会の意見が反映できるようにされたい、3 教育委員会と市長部局が日常的な情報交換を図る中で、学校教育および社会教育との連携が十分図れるようにされたい、以上のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 34 号、教育行政の一部市長部局への移管について、は承認されました。

○福田委員長 次に、その他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○福田委員長 次回の日程確認を行います。次回、平成 26 年第 17 回立川市教育委員会定例会を平成 26 年 9 月 18 日木曜日、午後 1 時半より、208、209 会議室にて開催いたします。

以上で、平成 26 年第 16 回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 24 分

署名委員

.....

委 員 長